

地区計画の区域内における行為の届出について

地区計画の区域内における行為の届出について

地区計画の区域内で以下に掲げる行為を行おうとする場合には、都市計画法第58条の2の規定により、行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所、設計・施行方法等を本市に届け出る必要があります。

1. 届出が必要な行為

(1) 土地の区画形質の変更

宅地の造成等で、切土・盛土を行う場合

※都市計画法第29条に規定する開発許可を要する行為を除く。

※場合により、届け出不要となることがありますので、詳しくはご相談ください。

(2) 建築物の建築又は工作物の建設

建築物の新築、増築、改築、移転又は工作物（門・塀・擁壁・広告物等）の建設を行う場合

※建築確認申請が不要な建築行為も届出が必要です。

(3) 建築物等の用途変更

建築物等の用途の制限が定められている区域内で、用途の変更を行う場合

(4) 建築物等の形態又は意匠の変更

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている区域内で、これらの変更を行う場合

(5) 木竹の伐採

樹林地、草地等の保全に関する制限が定められている区域内で、樹木等の伐採を行う場合

※本市では該当なし。

2. 届出に必要な書類

(1) すべての行為に共通して必要な書類

①届出書

②委任状（任意様式、代理者が届出を行う場合。連絡先を記載すること。）

③付近見取図（縮尺1/2,500程度、位置を赤印にて示すこと。）

(2) 行為の種類に応じて必要となる図書

行為の種類	図面の種類	備考
土地の区画 形質の変更	設計図	・縮尺1/100 以上 ・現況図 ・土地利用計画図 ・造成計画平面図、造成計画断面図
建築物の建 築又は工作 物の建設、 建築物等の 用途変更	配置図	・縮尺1/100 以上 ・方位、敷地境界線、敷地内の建築物（工作物）の位置、 壁面の位置の制限がある場合は建築物の外壁もしくは これに代わる柱の面から隣地境界線・道路境界線までの 距離を表示（建築物が複数ある場合はそれぞれの建築物 について）
	立面図	・縮尺1/50 以上 ・2 面以上 ・建築物の軒高、最高高さを表示 ・工作物の地盤面からの高さを表示
	各階平面図	・縮尺1/50 以上 ※建築物である場合に限る。
建築物等の 形態又は意 匠の変更	配置図	・縮尺1/100 以上 ・方位、敷地境界線、敷地内の建築物（工作物）の位置、 壁面の位置の制限がある場合は建築物の外壁もしくは これに代わる柱の面から隣地境界線・道路境界線までの 距離を表示（建築物が複数ある場合はそれぞれの建築物 について）
	立面図	・縮尺1/50 以上 ・2 面以上 ・建築物の軒高、最高高さを表示 ・地盤面からの工作物の高さを表示
その他参考 となるべき 事項を記載 した図書	建築物等の敷地面積の制限がある区域は、配置図等に敷地面積を明記	
	屋外広告物に関する制限がある区域は、広告物の寸法、表示面積、構造 を表す図面	
	かき又はさく等の構造の制限がある区域は、外構の配置、立面、構造を 表す図面	

(注) 届出の行為が複数にまたがる場合は、必要な図書を組み合わせてください。

申請内容によっては、上記以外にも参考図書の添付を求める場合があります。

図面の縮尺は上記を基本としますが、これによりがたい場合はご相談ください。

(3) 届出書の記入についての注意事項

- ①地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記入してください。
- ②届出者については、行為を行う者の住所及び氏名を記入してください。（代理者名は不可）
- ③行為の場所について、土地区画整理事業施工中（仮換地）の区域については、従前地と街区番号を併記してください。
- ④図面には、作成者の押印が必要です。また、図面等の訂正には、訂正の権限のある方の押印が必要です。

(4) 提出部数

上記(1)(2)の書類を正・副各一部提出願います。

(届出の体裁は、届出書を上にして、必要書類をA4サイズの左綴じにして下さい。)

地区計画の区域内における行為の変更届出について

地区計画の届出を行った後に、その届出に係る事項（設計又は施行方法）を変更しようとするときは、都市計画法第58条の2第2項の規定により、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに本市に届け出る必要があります。

(1) 提出書類

- ①変更届出書
- ②委任状（任意様式、代理人が届出を行う場合に必要。連絡先を記載すること。）
- ③位置図（縮尺1/2,500、位置を赤印にて示すこと。）
- ④行為の種類に応じて必要となる図書のうち、変更部分を明示する図書

(2) 提出部数

上記(1)の書類を正・副各一部提出願います。

(届出の体裁は、変更届出書を上にして、必要書類をA4サイズの左綴じにして下さい。)

問い合わせ先

城陽市 都市整備部

都市政策課 計画係

TEL：0774-56-4066

FAX：0774-56-3999